

宮津市総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と宮津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、宮津市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 宮津市の教育、学術及び文化の振興に資する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 宮津市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

（意見の聴取）

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、前条ただし書きの非公開となった会議の議事録を除き、これを公表するものとする。

（調整結果の尊重）

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（傍聴）

第9条 会議の傍聴については、宮津市教育委員会傍聴人規則（昭和60年教育委員会規則第4号）の規定を準用する。この場合において、本則中「教育委員会」とあるのは、「総合教育会議」と、「教

育長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、教育委員会事務局総括室とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。